

独立行政法人大学入試センター職員兼業規則

平成18年4月1日
規則第14号

改正 平成23年9月22日規則第42号

改正 平成31年4月30日規則第7号

改正 令和4年3月31日規則第20号

改正 令和6年10月31日規則第19号

独立行政法人大学入試センター職員兼業規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター職員就業規則（平成18年規則第10号）第32条の規定に基づき、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）の職員の兼業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「兼業」とは、職員が以下の各号に掲げる本務以外の業務（社会奉仕活動、青少年育成活動又は地域活動を除く。）に従事することをいう。

- 一 商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営むこと。
- 二 報酬の有無を問わず、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し若しくは事務を行うこと。（次号に該当する場合を除く。）
- 三 教員が教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事すること。

(兼業の許可基準)

第3条 兼業は、次の各号の一に該当する場合は、原則として許可することができない。

- 一 前条第1号の兼業。ただし、次のいずれかに該当する兼業を行う場合であって、その職員の占めている職と兼業に係る営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないと認められるものを除く。
 - イ 株式会社の監査約の職との兼業
 - ロ 自ら営利企業を営む兼業で、別に定める「独立行政法人大学入試センター職員が自ら営利企業を営む兼業に関する細則」の規定に基づく兼業
- 二 前条第2号の兼業で、次のいずれかに該当する場合
 - イ 営利企業の事業に関与する場合。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - (1) 公的な要素が強く、兼業内容が営利企業の営業に直接関与するものでない場合
 - (2) センターが管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
 - (3) 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合
 - (4) 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含

- む。以下同じ。)に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合
- (5) 公益性が強く法令(条例を含む。)で学識経験者から意見聴取を行うことが義務づけられている場合
 - (6) 技術移転事業者(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第2条第1項にいう認定事業者をいう。)が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
 - (7) 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
 - (8) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合
- ロ 報酬を得て行う営利企業以外の事業の職で職責が重大で、次に掲げるものに該当する場合
- (1) 法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員を兼ねる場合
 - (2) 学校法人の理事長、理事、監事その他の役員及び学校長を兼ねる場合
 - (3) 専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の理事長、理事、監事その他の役員及び学校長又は園長を兼ねる場合
 - (4) 公益法人及び法人格を有しない団体(以下「法人等」という。)の会長、理事長、理事、監事、顧問及び評議員等(以下「会長等」という。)を兼ねる場合。ただし、次に掲げる法人等の会長等を兼ねる場合を除く。
 - (i) 国際交流を図ることを目的とする法人等
 - (ii) 学会等学術研究上有益であると認められ、当該職員の研究分野と密接な関係がある法人等
 - (iii) センター内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類するものの法人等
 - (iv) 育英奨学に関する法人等
 - (v) 産学の連携・協力を図ることを目的とする法人等
 - (vi) その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とする法人等で、著しく公益性が高いと認められるもの
- ハ 大学等の入学試験の準備を目的として設置又は開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合
- ニ 国、地方公共団体その他の団体の常勤の職につく場合
- 三 第2条第3号の兼業で、次のいずれかに該当する場合
- イ 公立、私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長を兼ねる場合
 - ロ 公立又は私立の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
 - ハ 学校法人及び社会教育関係団体の理事長及びその他の役員の職を兼ねる場合
 - ニ 国会、裁判所、防衛省、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は施設の長を兼ねる場合
 - ホ 前号ハ又はニに該当する場合
- 四 その他兼業によって職責遂行に支障をきたすおそれのある場合
- 五 兼業することがセンターの信用を傷つけ、又は不名誉となるおそれがあると認められる場合
- 2 前項の規定にかかわらず、特に理事長が必要であると認めるものについては、許可することができる。

(兼業の申請)

第4条 兼業を行おうとする職員は、あらかじめ、次の各号による書類を提出し、理事長の許可を受けなければならない。

- 一 兼業先からの依頼状
- 二 兼業許可申請書(様式第1号)
- 三 その他必要と認められる書類

(兼業の許可)

第5条 許可することができる兼業の期間は、原則として1年以内とし、更新することを妨げない。ただし、法令等に任期の定めのある職につき場合は、4年を限度として許可することができるものとする。

2 兼業を許可できる時間数は、兼業を合算した延べ兼業従事時間が1週当たり8時間までとする。兼業従事時間の算出は、次の各号に掲げる方法による。なお、兼業従事回数及び時間数が確定していない場合は、予定回数及び時間数を平均した数をもって算出するものとする。

- 一 月単位で従事するもの1月当たりの兼業従事時間を4で除す。
- 二 年単位で従事するもの(集中講義を含む。)1年当たりの兼業従事時間を52で除す。
- 三 一又は二により算出した時間に小数点以下の端数がある場合は60を乗じて分単位に換算し、これに小数点以下の端数がある場合は切り捨てる。

3 前2項に定めるもののほか、教員が学会(これに類する学術団体を含む。)の役員、委員等の職に従事する兼業の許可に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(兼業の許可の取消し)

第6条 理事長は、許可を与えた兼業が当該兼業の許可基準に適合しなくなつたと認めるときは、前条の期間の途中であっても許可を取り消すことができる。

(営利企業に係る兼業に関する細則)

第7条 この規則に定めるもののほか、営利企業に係る兼業の許可基準の細目、その他当該兼業に関し必要な事項は細則で別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に国家公務員法(昭和22年法律第120号)第103条及び第104条により許可を受けた兼業並びに教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第21条により承認を受けた兼業は、この規則により許可を受けたものとみなす。

附 則(平成23年9月22日)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成31年4月30日)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年10月31日)

この規則は、令和6年11月1日から施行する。